高医収
第 1961 号
R8.11.18
高知県医師会

会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
				駕谷	岡林

8高保政第869号
令和8年11月5日

高知県医師会長　様

高知県健康政策部長
（公印省略）

令和８年医師、歯科医師及び薬剤師の届出へのご協力について（依頼）

日ごろは、本県の保健医療福祉行政に多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年は医師法・歯科医師法・薬剤師法に基づく２年に１度の届出年にあたり、医師・歯科医師・薬剤師の皆様には、令和８年12月31日現在の業務従事状況等を届け出ていただくこととなります。

つきましては、届出の円滑な実施に御高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

（問い合わせ先）
高知健康政策部保健政策課
担当：北川、増田
〒780-8570　高知市丸ノ内1-2-20
TEL:088-823-9683　FAX:088-823-9137

写

医政発 1029 第 1 号
医薬発 1029 第 1 号
令和 8 年 10 月 29 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

厚生労働省医薬局長
（公印省略）

令和 8 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により、2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、医師及び歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなります。

厚生労働省においては、届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ URL〕　※令和 8 年 10 月 29 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

令和 8 年度の届出に係る実施方法、提出期限、集計・公表等は下記のとおりとしますので、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区その他関係団体等に対する連絡及び届出票の配布について、貴職からお願いいたします。

記

1　届出の対象

日本国内に住所があって、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。

2　届出の時点

令和８年 12 月 31 日現在

3　届出事項

令和８年届出票のとおり

4　届出の経路等

（１）オンラインによる届出の場合

①医療機関等に勤務する届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等を通じて届出システムにより厚生労働大臣に提出する。

ｉ）医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出情報を登録する。

※　医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ⅱ）医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを送信することにより、届出を完了する。

②届出経路

厚生労働省 ――――――― 医療機関等 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

（２）紙媒体による届出の場合

①オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師は、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

②届出経路

厚生労働省――都道府県 ――――― 保健所 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

└ 保健所設置市 ┘
　特　別　区

5　届出票の提出期限

（１）オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（紙媒体による届出をした者を除く。以下「職員」という。）に必要な情報を伝達し、職員が届出システムにおいて必要な届出情報を登録又は届出システムにおいて職員の必要な届出情報を一括して登録することにより、令和９年１月 15 日までに厚生労働大臣への届出を完了する。

（２）紙媒体による届出の場合

①保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和９年１月 31 日までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあっては、その市長又は区長に同年１月 25 日までに提出し、市長又は区長は同年１月 31 日までに都道府県知事に提出する。

②都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の

上取りまとめ、令和９年２月 28 日までに厚生労働大臣に提出する。

6　統計の作成

届出事項の一部を用いて、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として統計を作成する。

7　集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官が行い、結果は速やかに「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」として厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/ ）に掲載するとともに、集計結果を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8　届出情報の利用にあたっての留意事項

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するために届出情報の閲覧等をすることができる。ただし、届出票中（18）の不同意欄（歯科医師届出票は（16）、薬剤師届出票は（12））に○が記載されていない場合のみ利用可能とし、届出システムを通じて提出されたものについては、提供する情報は必要最小限とする。なお、提供項目について、追加での利用項目の申請を受け付ける。

※届出システムへのログインにあたっては各都道府県の ID・パスワードを使用すること。

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまへ



本年は２年に一度の届出年です

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出期限

令和９年１月１５日（金）まで



令和８年１２月３１日現在の状況を
お知らせください。



医療機関等にお勤めの方は
オンラインで届出が可能です。





詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

三師届　厚生労働省　検索

オンラインで届出ができない場合は、
紙の届出票をお近くの保健所へご提出ください。

お問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Q&A

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A　医師法、歯科医師法、薬剤師法により、２年に一度
厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 届出はどのように行うのですか？

A　【オンライン】
厚生労働省のウェブサイトから、医療従事者届出システムにアクセスし、お勤めの医療機関等から提供されるID・パスワードを用いてログインの上、届出してください。
【紙】
最寄りの保健所へご提出ください。

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A　最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、
厚生労働省のウェブサイトからダウンロードしてください。

Q4 届出票に記入された個人情報は保護されるのですか？

A　届出票に記入された内容は、
各法令等により堅く秘密が守られます。

Q5 この届出はどのようなことに使われてますか？

A　「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、
医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、
各都道府県において医師や薬剤師の確保対策や、
歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則
「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム**（医師・歯科医師）
https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の皆さま

令和8年度は、2年に一度の届出年度です!

□ 届出対象者：

・日本国内に居住する全ての医師、歯科医師、薬剤師

・業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

□ 届出期限：　令和９年１月15日(金)

□ 届出方法：　オンライン（推奨）又は紙

※病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等の機関に従事する方は、オンラインによる届出が可能です。

※個人で届出を行う方は、紙による届出となります。

オンライン届出なら

- ✓スマートフォン・パソコンから届出可能
- ✓届出項目の一部入力を省略可能
- ✓土日祝日を含め24時間いつでも届出可能

オンライン届出の基本手順

01　医療機関IDの取得

医療機関等の事務担当者が、医療従事者届出システムを利用するための医療機関IDを取得します。

02　利用者の登録

事務担当者が、利用者の登録を行います。

03　届出を行う

次のいずれかの方法で届出を行います。

・医療従事者本人がフォームで入力

・医療従事者本人が届出様式(Excel)をアップロード

・事務担当者が複数人分の届出内容を記載してアップロード

➢ 医師・歯科医師の方は、届出を行わないと原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。忘れずに届出をお願いします。なお、届出期限までに届出を行った場合は、令和10年６月末までに掲載予定です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、QRコードからアクセス→

三師届　厚生労働省　検索